

原発を即時廃止し原発ゼロ社会の実現を求める

2011年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所（以下福島第一原発）の事故から2年半が過ぎようとしている。福島第一原発の事故については、2011年12月16日に政府から「事故収束宣言」が出されたが、事故による被害と影響は未だに残っており、事故原因さえも明らかにされていない。さらに現在、汚染水問題が深刻となっている。こうした問題の対処には、地下水の流動システムを明らかにすることなどを含め、日本の科学・技術の総力を結集すべきであり、官・民を問わず関係する研究者・技術者の全てが参加できるオープンな検討会を早急に開くべきである。

そのような状況にあるにもかかわらず、原発再稼働に向けた動きが進んでいる。2013年4月に原子力規制委員会から示された「新基準」は、7月8日に原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会規則として前倒しで施行され、各電力会社から原発再稼働の申請が行われている。

「新基準」では、原発施設の地震・津波対策の強化を求めるとともに、活断層上に原発の重要設備が設置されていれば原発の運転は禁止される。しかし、活断層の認定は断層露頭の有無を基準にしており、多くの原発は第四紀層の少ない岩盤の上に立地しているために、その判定が一部の主観によって左右される可能性がある。また、原発の重要設備が活断層の上に設置されていなくても、近傍の断層が活動すれば、その地震動や地殻変動によって、地すべりや古い断層の動きが誘発され、事故が発生する危険性がある。

基本的に日本列島は活発な変動帯に位置しており、いつ、どこでも、大地震が発生する危険性があることから、原発の立地に適した条件はない。さらに、使用済みの核燃料、高レベル放射性廃棄物の処理の見通しも立っておらず、十万年間もの隔離が必要とされるこれら放射性廃棄物を増やし続けることは、後世の人類・地球環境への放射能汚染の危険を増大させることになる。

政府は、再稼働の申請に対して、「新基準」を満たせば順次再稼働を認めるとの方針であるが、福島第一原発での事故原因が究明されていない中で策定された「新基準」には多くの問題がある。また、「新基準」に求められる設備を全て備えた原発は現時点では無いため、設置のための猶予期間を設けることで、早期に再稼働しやすくなっている。実際に、稼働中の大飯原発3・4号機は重要免震棟がなく「新基準」を満たしていないにもかかわらず、仮の拠点を提示することで運転継続が認可されており、このことは「新基準」の再稼働判断基準としての有効性に疑問を与えるものとなっている。

福島第一原発事故の教訓を生かすには、「新基準」による原発再稼働ではなく、原発の廃止と代替エネルギーの開発、そのための諸政策の検討が必要である。我々は、原発事故の惨禍を二度と繰り返さないために、原発を即時廃止し原発ゼロ社会を実現することを政府に強く求める。

2013年8月24日

第67回地学団体研究会総会（島根）